快適な生活づくりは公共下水道から

仙崎・深川地区一部供用開始

美しい自然環境を保ち、快適な生活環境づくりのため、平成2年度で進めていた公共下水道管の埋設工事が完了したので、この6月1日から次の地区（一部）は、下水道が利用できる供用開始区域になりました。

◆**仙崎地区**
白潟3区の一部

◆**深川地区**
田屋区の一部、中山区の一部、緑ヶ丘区の一部

下水道の使用を開始すると、この地区の家庭からの排水はすべて下水道へ流すことになります。

供用開始区域

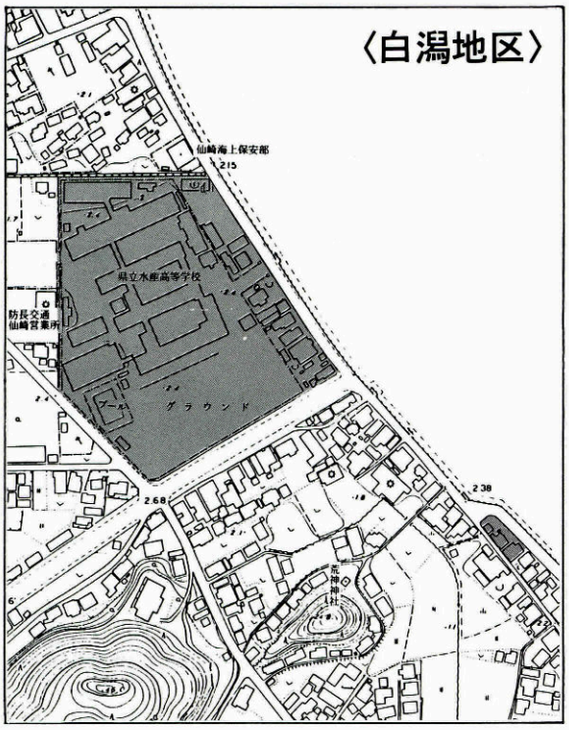

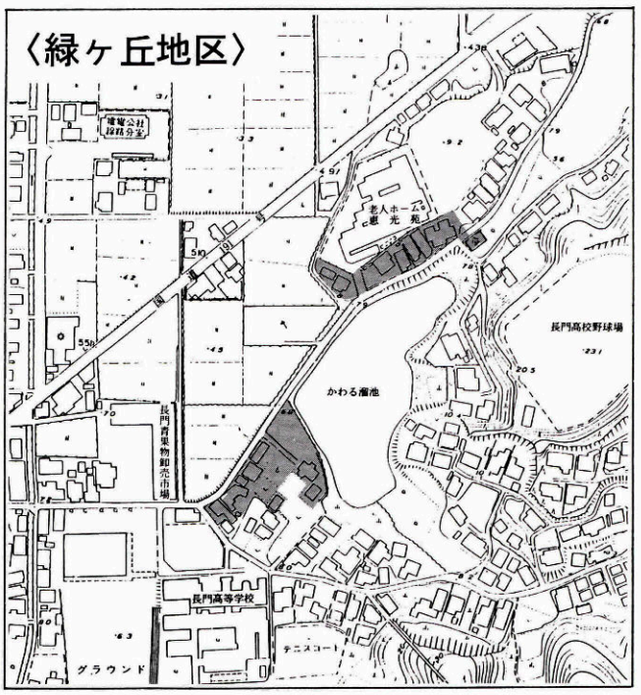

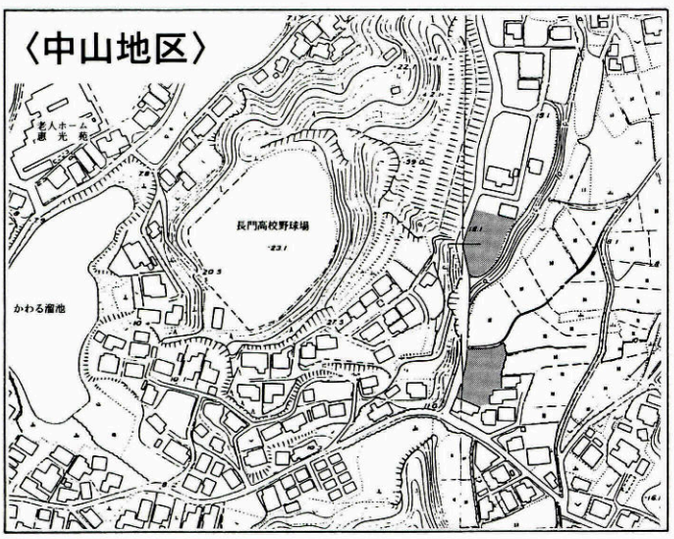

水洗便所への改造にご協力を

各家庭は、供用開始から3年以内に水洗化をしなければなりません。地域環境の改善と、快適な暮らしのため、水洗化にご協力をお願いします。

水洗便所の改造資金をお貸しいたします

市では、水洗化工事の負担が少しでも軽くなるように、融資あっせん制度を設けています。

融資の限度額は、1世帯につき30万円以内です。利子は無利子です。

なお、この制度が適用される要件として、市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないことなどの条件がありますので、条件や申請の方法などについては、都市計画課へお問い合わせください。

私道等への排水設備の設置に補助します

市では、水洗便所の普及促進を図るため、私道等に排水設備の設置について予算の範囲内で補助金を交付しています。

※詳しくは、都市計画課へ
☎内線２３１・２３２